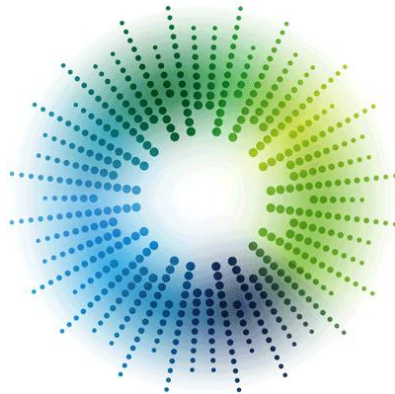




JSG ニュースレター

<Tax>

財政部が解釈令を公表

事業者が販売する「仮想通貨サービス法」に規定する 仮想通貨・ステーブルコインは営業税の課税対象外

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2026 年 9 月 3 日付で[台财税字第 11504611390 号通達](#)を公表し、「仮想通貨サービス法」（中国語：虛擬資產服務法）第 3 条第 1 号および第 6 号に規定される仮想通貨（ビットコイン、イーサリアム等）およびステーブルコインを事業者が販売する場合、営業税の課税対象に該当しないとの解釈を示しました。

勤業衆信の見解

「仮想通貨サービス法」では、仮想通貨およびステーブルコインは、決済または投資を目的として利用されるものと規定されています。財政部は、同法の公布を受け、国際的な課税実務も踏まえ、事業者が同法に規定する仮想通貨およびステーブルコインを販売する行為は消費の性質を有しないとし、「加値型及び非加値型営業税法」の課税原則に基づき、営業税を課さない旨を明確にしました。

一方で、仮想通貨サービス事業者が他者に仮想通貨の交換等のサービスを提供し、その対価として受領するサービス料または手数料は、役務の提供によって取得する対価に該当するため、引き続き法令に従い営業税が課される点に留意が必要です。



Get in touch

[過去のニューズレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2026 勤業暉信版權所有 保留一切權利